

FC.VEAREクラブ規約

〈名称〉

第一条 当クラブは、FCベアーレ「FC.VEARE」と称する。

〈事業年度〉

第二条 当クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

〈入会方法〉

第三条 入会希望者は、所定の入会申込書をクラブのコーチに提出し申込を行う。

- 1.選手コースへ入会した場合、ユニホームの購入を行う。
- 2.ユニホームを購入しない場合は、当クラブ指定のウェアの購入を行う。

〈会費〉

第四条 月会費は別に定めるものとする。入会初月は、当クラブ指定の練習着を購入し、入会月に合わせた年会費費用をあわせて納入すること。

2. 会費の納入は、毎月27日までにその翌月分の納入を行うものとする。
- 3.既に納入した会費は、クラブ生が資格を喪失しても返還しない。
- 4.各月16日以降の入会の場合、当該入会月の月会費の半額とする。
- 5.会費の管理は、「FC.VEARE」スタッフにて行う。
- 6.経済変動に伴い各種料金設定について変更する場合がある。

〈中止〉

第五条 以下にあげる事由により、開催を中止することがある。

- 1.祝日
- 2.雨天などによるグラウンド状況の悪化
- 3.グラウンド所有者の申し出
- 4.スタッフの怪我・病気等
- 5.その他スタッフ間にて承認された場合

〈振替〉

第六条 クラブ生は、振替を行う事が出来る。

- 1.第5条により練習が中止になった場合・都合が悪く練習を欠席した場合は、振替を行う事が出来る。
- 2.振替は、毎年3月31日までを期限とし翌年度に持ち越す事は、出来ない。
また、振替期間切れ、退会などにより振替が出来なかった場合の返金は、一切行わない。
- 3.振替希望日の12時までにメールにて振替の予約をし振替が成立する。

〈事故〉

第六条 当クラブは、事故を未然に防ぐべく、然るべき処置を講ずる。同時に各クラブ生並びにその保護者は各自の判断と責任において、最大の注意を払う。万が一、事故が発生した場合には、当クラブは速やかに然るべき処置を行う。またその責任は、(保険)第七条の範囲とする。

- 2.事故を未然に防ぐため、クラブ終了後速やかに帰宅し、会場に残らない。
- 3.クラブ活動時間外での事故・怪我については、保険の適用はされないものとする

〈保険〉

第七条 クラブ生は、全て、当クラブの指定するスポーツ障害保険に加入する。

- 2.スクール生の保険料は、4月～12月入会の場合は、1500円とし1月～3月の場合1000円とする。
入会時並びに第二条に定める事業年度初めに納入すること。

- 3.手続きは、スタッフが代行する。

〈負傷時の処置〉

第八条 クラブ生が練習時に怪我をした場合には当クラブが応急処置を施す。その後の治療、入院、通院などについては各家庭で責任をもっておこなうものとし、当クラブは責任を負わないものとする。

〈紛失、盗難〉

第九条 各自の管理で行うものとし、万が一、盗難、紛失があった場合には当クラブは、一切その責任を負わないものとする。

〈資格の喪失〉

第十条 クラブ生が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1.退会届を提出したとき。
- 2.本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- 3.正当な理由なく、3ヶ月以上の会費を滞納し、催告してもしれに依らず、納入しないとき。
- 4.除名されたとき

〈退会〉

第十一条 クラブ生は、FC.VEAREが別に定める各種変更届をFC.VEAREスタッフに提出して、任意に退会することが出来る。

2.各種変更届は、希望退会月の10日までに提出すること。

〈休会〉

第十二条 スクール生はFC.VEAREが別に定める各種変更届をスクールコーチに提出して、任意に休会することができる

- 2.休会は、各種変更届を提出した翌月から有効とする。
- 3.休会期間中は、所定月会費の半額分を納入する事とする。
- 4.休会期間は2ヶ月までとする

〈除名〉

第十三条 クラブ生が次の各号に該当するに至ったときは、FC.VEAREスタッフの決定により、それを除名することができる。
この場合、そのスクール生に対し、決定の前に弁解の機会を与えなければならない。

- 1.この規約に違反したとき。
- 2.FC.VEAREの名誉に傷つけ、または他のクラブ生に迷惑をかけたとき。

〈個人情報の取扱〉

第十四条 クラブ生ならびにその保護者は、次の各号について入会時点で理解したものとする。

- 1.当クラブの運営上、知り得たクラブ生の個人情報については、当クラブならびにFC.VEAREの事業にのみ使用し、第三者へ無断で公表しない。
- 2.当クラブ並びにFC.VEAREの活動を広報するため、クラブ生の練習風景等の写真・映像を使用することがある。

〈規約変更〉

第十五条 本規約の変更は、FC.VEAREスタッフにて審議をおこなう。

2.前項により変更が発生した場合、FC.VEAREスタッフは速やかにクラブ生、保護者の全てに報告しなければならない。

〈その他〉

第十六条 本規約に記載のない事項が発生した場合、FC.VEAREにて審議する。

第十七条 会員と当クラブの間で紛争が生じた場合には、会員と当クラブスタッフで誠意をもって協議するものとする。

〈発効〉

第十八条 本規約は、2012年10月1日より施行する。

〈改定〉

2015年4月1日
2016年4月19日